

市政 トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

小規模工事などの 参加登録申請の受付

建設業の許可を受けていないなどの理由により、高浜市入札参加資格審査申請（建設工事）をすることができない方を対象に、高浜市が発注する小規模工事など（1件の金額が50万円以下の工事および修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもの）の契約を希望する方の登録の受付を行います。

登録できる方 次の要件をすべて満たしている方

- ・高浜市内に主たる事業所（本社・本店）を有する方
- ・成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない方でない

方

- ・希望する業務の履行に必要な資格、免許などを有する方
- ・国税、都道府県税および市税の滞納がない方

対象となる業種の例

- ・土木造園関係 道路構造物、舗装、遊具、樹木植栽など
- ・建築関係 ガラス、サッシ、建具、壁、床、板金、瓦屋根、塗装など
- ・設備関係 電気、配線、照明、空調、水道など

登録申請の方法

電子申請（あいち電子調達共同システム（物品等））により、登録の申請を行ってください。

受付期間

平成23年度の登録申請は、随時受け付けます。登録有効期間は、平成24年3月31日までの予定です。平成24・25年度の登録申請は、広報たかはま12月1日号または15日号でお知らせします。

登録者の取り扱い

- ・登録された方は、小規模工事などの業者選定の対象となります。ただし、契約を約束するものではありません。
- ・業者選定は、原則として複数の方に見積書の提出を依頼し、見積金額が最も低い方と契約することになります。なお、見積書

の提出に要する経費は見積書の負担となります。

- ・請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請けおよび市が認めた場合以外の下請けはできませんので、登録業務の範囲は、自ら履行できる業務に限ります。

説明会

とき 6月23日(木) 午後1時30分～3時

ところ 高浜市商工会館2階ホール

※商工会会員・非会員にかかわらず、参加できます。

※詳細を市公式ホームページに掲載しています。

問合せ先

市役所行政契約グループ

☎5211111（内線339）

4月より

**障害基礎年金の子の加算
児童扶養手当
取扱方法の変更**

これまで障害基礎年金の子の加算は、受給権発生時に生計を維持している子がある場合に行われていました。しかし4月の法改正により、受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある

場合にも子の加算を行うことになりました。

児童扶養手当は、児童が父または母に支給される公的年金給付の加算の対象となっており、手当が支給されませんでした。今回の法改正により、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合においては、子を加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給できるようになりました。

現在、児童が配偶者（児童の父または母）に支給される障害基礎年金の子の加算対象となっているため児童扶養手当を受給していない方が、今回の改正により児童扶養手当を受給するには手続きが必要となります。

※平成23年4月分から手当を受給するには、平成23年3月中の続きが必要でしたが、広報などの不知、長期間の不在やそのほか認定請求を行うことが困難な事情が認められる場合は、平成23年8月31日までに手続きをしてください。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ児童扶養手当担当

☎5219871